

【資料1】

保育園における時間外保育料について

1. 県内他市における時間外保育料の取扱い

市名	月額規定	日額規定	低階層の減額	多子軽減
成田市	30分あたり 1,000円	なし	有	なし
佐倉市	30分あたり 500円	なし	なし	なし
四街道市	1時間あたり 500円・1,000円・1,500円 (保育料階層による)	なし	有	第2子 半額 第3子 0円
八街市	30分あたり 600円	なし	有	第2子 半額 第3子 0円
白井市	18:00～19:00 1,500円	30分あたり 50円	なし	第2子 半額 第3子 0円
富里市	30分あたり 1,000円	30分あたり 100円	なし	なし
松戸市	1時間あたり 1,500円	なし	有	有
柏市	なし	07:00～08:30 100円 16:30～18:00 100円 18:00～19:00 100円	有	なし
野田市	1時間あたり 1,500円	1時間あたり 150円	有	第2子 半額 第3子 0円
我孫子市	1時間あたり 3,000円	1時間あたり 300円	有	なし
流山市	なし	1時間あたり 100円	有	なし
八千代市	1時間あたり 3,000円	30分あたり 200円	なし	なし
鎌ヶ谷市	なし	30分あたり 50円	有	なし
浦安市	なし	30分あたり 50円 ※例外時間帯あり ・07:00～07:30 100円 ・18:30～19:00 100円 ・19:00～20:00 200円	有	有
船橋市	徴収しない			
市川市				
習志野市				

【他市の状況の分析】

- ①金額の設定については、各市それぞれである。
- ②減免規定（低階層の減額・多子軽減）についても各市それぞれである。
- ③時間外保育料を徴収していない市については、時間外保育に係る人件費等に対する補助を私立保育園に交付しているところもある。

【資料1】

2. 市内私立保育園における時間外保育料

市内私立保育園では、現在、平日の19:00～20:00の間に行う時間外保育に対して、時間外保育料を徴収している（下表参照）。

【市内私立保育園における時間外保育料】

	年齢区分	時間帯	単価(円)		備考
A 保育園	0 歳児	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 300	
	1・2 歳児	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 250	
	3～5 歳児	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 150	
B 保育園	全年齢	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 200	月額設定につき、 5,000 円/25 日=200 円とした。
	スポット利用	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 500	
C 保育園	全年齢	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 500	
D 保育園	全年齢	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 500	
E 保育園	0～2 歳児	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 500	
	3～5 歳児	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 400	
F 保育園	0～2 歳児	19:00 ～ 19:30	30 分	あたり 700	
	3～5 歳児	19:00 ～ 19:30	30 分	あたり 600	
	0～2 歳児	19:30 ～ 20:00	30 分	あたり 600	
	3～5 歳児	19:30 ～ 20:00	30 分	あたり 400	
G 保育園	全年齢	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 150	
H 保育園	全年齢	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 500	
I 保育園	全年齢	19:00 ～ 20:00	30 分	あたり 500	
J 保育園	0～2 歳児	19:00 ～ 19:30	30 分	あたり 400	
	0～2 歳児	19:30 ～ 20:00	30 分	あたり 800	
平均			30 分	あたり 442	

【資料1】

3. 時間外保育料の有料化に関する市の意向

時間外保育料の有料化についての、単価設定及び減免規定に関する市の意向は下記のとおり。

	項目	市の意向
①	単価設定	30分あたり100円
②	減免規定	<p>保育園保育料に準じて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 多子軽減 第2子は半額、第3子以降は全額免除</p> <p>(2) 低所得者に対する減免 ①保育料徴収基準額表の第1階層該当者 (生活保護費受給者等) ⇒全額免除</p> <p>②保育料徴収基準額表の第2階層該当者(市民税所得割額・均等割額非課税)のうち、 母子・父子家庭または在宅障害児(者)のいる世帯 ⇒全額免除</p>

【理由等】

①料金単価

人件費・光熱水費・利用実績・国基準額保育料と市保育料の差額割合等を考慮の上試算した結果、児童1人に対する30分当たりの経費が「121円」となり、実費負担の観点で踏まえ「30分あたり100円」とすべきとした。

②減免規定

保育園保育料における家庭への負担軽減策と同様に時間外保育料を取扱うべきと判断し、保育園保育料の減免規定に準じて減免すべきとした。

【資料1】

【参考】児童1人あたりの時間外保育に係る経費試算

	区分	金額	備考
①	30分あたりの児童1人あたりの人件費	187	18:00～19:00の金額
②	1時間あたりの児童1人あたりの人件費	374	①×2
③	1ヶ月あたりの児童1人あたりの人件費	7,574	②×243日/12ヶ月
④	1ヶ月あたりの児童1人あたりの光熱水費	44	電気代等の平成26年度実績値を基に算出
⑤	1ヶ月あたりの児童1人あたりの費用	7,618	③+④
⑥	保育料国基準額	620,073,520	平成26年度実績
⑦	市保育料調定額	400,479,270	平成26年度実績
⑧	按分率(国基準額からの割落し率)	0.646	⑦/⑥
⑨	児童1人あたりの負担額月額	4,920	⑤×⑧
⑩	児童1人あたりの1時間あたり負担額	243	⑨*12ヶ月/243日
⑪	児童1人あたりの30分あたり負担額	121	⑩/2

※前回会議資料中、①の部分が「184円」でしたが、正しくは「187円」となります。

[試算条件]

公立保育園における平成27年6月・7月の時間外保育(18:00～19:00)の利用実績及び職員の勤務状況等を基に試算した。

《使用数値等》

(1) 公立保育園7園の児童の時間外保育利用実績

①平成27年6月 18:00～18:30…のべ3,599人

18:31～19:00…のべ1,746人

②平成27年7月 18:00～18:30…のべ3,464人

18:31～19:00…のべ1,674人

(2) 人件費

当該時間に勤務する職員数に時間単価を乗じて算出。

※雇用形態(正規職員・任期付・非常勤)により単価を設定

(3) 光熱水費

電気代・水道代・ガス代・下水道代の平成26年度実績値を基に試算。

(4) 開園日数

平成27年度の平日の開園日数として243日を使用。

【参考】保育園保育料における減免規定

(1) 多子軽減

兄弟・姉妹が幼稚園や保育園等に在園している場合、第2子は半額、第3子は0円となる。

※上の子が小学生以上の場合は、カウントしない。

(2) 低所得者等に対する軽減

①保育料徴収基準額表の第1階層該当者（生活保護費受給者等）

⇒保育料は0円となる。

②保育料徴収基準額表の第2階層該当者（市民税所得割額・均等割額非課税）

のうち、母子・父子家庭または在宅障害児（者）のいる世帯

⇒保育料は0円となる。

③保育料徴収基準額表の第3階層該当者（市民税所得割額非課税）及び第4階

層該当者（市民税所得割額が48,600円未満）のうち、母子・父子家庭または在宅障害児（者）のいる世帯

⇒規定の保育料から1,000円控除される。